

教育委員会会議 定例会

平成31年3月25日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

第 49 号 教育委員会所属長等の人事について

第 50 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

第 51 号 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

第 52 号 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

第 53 号 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

第 54 号 職員の処分について

## 2 報 告 事 項

( 13 ) 県立学校事務長等の人事について

## 3. その他報告

( 33 ) 高校改革アンケート調査結果の概要について

議案第 49 号

教育委員会所属長等の人事について [別途資料配付]

議案第 50 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

[別途資料配付]

議案第 51 号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

[別途資料配付]

## 議案第52号

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

### 提案理由

非常勤の教育職員の手当について、一般職員との均衡を考慮して手当額を改定する必要がある。

## 訓令の概要

### 教育庁福利給与課

題名	非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	非常勤の教育職員の手当について、一般職員との均衡を考慮して手当額を改定する必要がある。
内容	<p>1 通信教育の添削指導での1通あたりの手当額          現行 370円/通 → 380円/通          (+10円、+2.70%)</p> <p>2 勤務1時間あたりの手当額          大学の教授及び准教授、医師、当該教科の専修、一種、二種          教員免許状所有者          現行 2,810円/時間 → 2,820円/時間          (+10円、+0.36%)</p>
施行期日	平成31年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし





非常勤の教育職員の手当支給に関する規程新旧対照表

新			旧		
<p>第二条 略</p> <p>2 職員が通信教育の添削指導に従事する場合には、一通につき三八〇円の添削指導手当を支給することができる。この場合において、前項の手当は支給することができない。</p> <p>3 略</p>			<p>第二条 略</p> <p>2 職員が通信教育の添削指導に従事する場合には、一通につき三七〇円の添削指導手当を支給することができる。この場合において、前項の手当は支給することができない。</p> <p>3 略</p>		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
資格の内容	一時間当たりの 手当額	備考	資格の内容	一時間当たりの 手当額	備考
大学の教授及び 准教授	二、八二〇円		大学の教授及び 准教授	二、八二〇円	
大学の助教及び 助手	二、四七〇円		大学の助教及び 助手	二、四七〇円	
右以外にして 該当学校の、該 当教諭専修、該 免許状又は二種 免許状所有者	二、八二〇円		右以外にして 該当学校の、該 当教諭専修、該 免許状又は二種 免許状所有者	二、八二〇円	
右以外の教員 免許状所有者	二、四七〇円		右以外の教員 免許状所有者	二、四七〇円	
医師	二、八二〇円	視覚障害者である生徒に 対する教育を主として行 う特別支援学校において 解剖学、生理学、病理学、 衛生学、症候概論の講座 を担当するものに限る。	医師	二、八二〇円	視覚障害者である生徒に 対する教育を主として行 う特別支援学校において 解剖学、生理学、病理学、 衛生学、症候概論の講座 を担当するものに限る。

## 議案第53号

### 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

#### 提案理由

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、県の関連規則において所要の改正を行う必要があるため。

## 規則の概要

### 教育庁義務教育課

題名	山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、県の関連規則においても所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年11月に文部科学省から教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成31年4月1日から施行される。</li> <li>○ 改正された国の規則では、教職課程において教育職員免許状を取得する際に必要な科目の名称や区分が変更された。</li> </ul> <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の規則改正に伴い、該当する県の規則についても同様の改正を行う。</li> </ul>
施行期日	平成31年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第 号													
山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。													
平成三十一年三月 日													
山梨県教育委員会													
教育長													
山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則													
山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一													
部を次のように改正する。													
第十三条第一項第一号から第五号までの表中													
<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科</td> </tr> </table>										教科に関する科目	教職に関する科		
教科に関する科目	教職に関する科												
目													
<table border="1"> <tr> <td>教科又は教職に関する科目</td> <td>を</td> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>各教</td> </tr> </table>										教科又は教職に関する科目	を	教科に関する専門的事項に関する科目	各教
教科又は教職に関する科目	を	教科に関する専門的事項に関する科目	各教										

科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等												
大学が独自に設												
定する科目												
に改める。												
第十三条第一項第六号の表中												
<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教</td> </tr> </table>										教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教
教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教										
職に関する科目												
を												
<table border="1"> <tr> <td>領域に関する専門的事項に関する科目</td> <td>保育内容の指導法に</td> </tr> </table>										領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に	
領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に											

関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
に改める。	
第十三条第一項第七号の表中	教科に関する科目 教職に関する科目 を 領
域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の

基礎的理解に関する科目等	に改める。
第十四条第一項第一号から第三号までの表中	教科に関する科目 教職に関する科
目 教科又は教職に関する科目	を 教科に関する専門的事項に関する科目 各教
科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設
定する科目	に改める。

















第二十一条第一項及び第二項の表中										教科に関する科目										教職に関する科目										教科									
又は教職に関する科目										を										教科に関する専門的事項に関する科目										各教科の指導									
法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										大学が独自に設定する科																													
目										に改める。																													
附則																																							
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。																																							

山梨県教育職員免許に関する規則新旧対照表

新				旧			
<p>(単位の修得方法の基準)</p> <p>第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。</p> <p>一 小学校教諭一種免許状の場合</p>				<p>(単位の修得方法の基準)</p> <p>第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。</p> <p>一 小学校教諭一種免許状の場合</p>			
第一欄	第二欄	第三欄		第一欄	第二欄	第三欄	
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
			第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数				第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】				【略】			

二 小学校教諭二種免許状の場合				二 小学校教諭二種免許状の場合			
第一欄	第二欄	第三欄		第一欄	第二欄	第三欄	
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
			第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数				第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】				【略】			
三 中学校教諭一種免許状の場合				三 中学校教諭一種免許状の場合			
第一欄	第二欄	第三欄		第一欄	第二欄	第三欄	
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
			第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数				第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】				【略】			

四 中学校教諭二種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	教科に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table>	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table>	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目					
【略】						

四 中学校教諭二種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			
教職に関する科目	教科又は教職に関する科目					
【略】						

五 高等学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	教科に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table>	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table>	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目					
【略】						

五 高等学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			
教職に関する科目	教科又は教職に関する科目					
【略】						

六 幼稚園教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>領域に関する専門的事項に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	領域に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table>	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
領域に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td>大学が独自に設定する科目</td> </tr> </table>	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目					
【略】						

六 幼稚園教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>教科又は教職に関する科目</td> </tr> </table>	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			
教職に関する科目	教科又は教職に関する科目					
【略】						

七 幼稚園教諭二種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>領域に関する専門的事項に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	領域に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td></td> </tr> </table>	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等		第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
領域に関する専門的事項に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等</td> <td></td> </tr> </table>	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等				
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等						
【略】						

七 幼稚園教諭二種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄				
在職年数	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td></td> </tr> </table>	教職に関する科目		第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
教科に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td></td> </tr> </table>	教職に関する科目				
教職に関する科目						
【略】						

第十四条 免許法別表第三の規定により一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号及び第十二条の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

第十四条 免許法別表第三の規定により一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号及び第十二条の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

一 小学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	各教科の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

一 小学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

二 中学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	各教科の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

二 中学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

三 高等学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	各教科の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

三 高等学校教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

四 幼稚園教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	保育内容の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

四 幼稚園教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含まれた最低修得単位数
【略】	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

第十五条及び第十六条 削除  
 第十七条 免許法別表第六の規定により養護教諭の一種免許状又

第十五条及び第十六条 削除  
 第十七条 免許法別表第六の規定により養護教諭の一種免許状又



は二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

一 養護教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】			

二 養護教諭二種免許状の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】			

は二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

一 養護教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】			

二 養護教諭二種免許状の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】			

第十七条の二 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

栄養教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】			

第十八条 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

第十七条の二 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

栄養教諭一種免許状の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位を含めた最低修得単位数
【略】			

第十八条 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

一 小学校教諭二種免許状の場合(幼稚園教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位数を含まない単位数
一	7	1	7
二	5	1	7
		2	10
		1	10

一 小学校教諭二種免許状の場合(幼稚園教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	各教科の指導法	道徳の指導法	第二欄に掲げる科目の単位数を含まない単位数
一	7	1	7
二	5	1	7
		2	10
		1	10

二 小学校教諭二種免許状の場合(中学校教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位数を含まない単位数
一	7	2	9
二	5	1	6

二 小学校教諭二種免許状の場合(中学校教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	各教科の指導法	道徳の指導法	第二欄に掲げる科目の単位数を含まない単位数
一	7	2	9
二	5	1	6

三 中学校教諭二種免許状の場合(小学校教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数	教職に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
1	7	2	1
2	5	1	1
3	5	1	7

三 中学校教諭二種免許状の場合(小学校教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数	教職に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
1	7	2	1
2	5	1	1
3	5	1	7

四 中学校教諭二種免許状の場合(高等学校教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数	教職に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
1	1	1	3
2	1	1	2
3	1	1	5

四 中学校教諭二種免許状の場合(高等学校教諭普通免許所持)			
第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数	教職に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
1	1	1	3
2	1	1	2
3	1	1	5

五 高等学校教諭一種免許状の場合(中学校教諭普通免許所持(二種免許状を除く。))

第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	科目名	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
一	1	2	6
二	1	1	4
		方法	6
		生徒の指導	
		教育相談	
		(カウンセリング)	
		基礎的な知識を含む。理論及び方法	
		進路指導	
		及び	
		キャリア	
		及び	
		教育の理論及び方法	
		利用する	
		独自に	
		対する	
		科目	
		単位の合計	
		最低修得単位数	
		6	

五 高等学校教諭一種免許状の場合(中学校教諭普通免許所持)

第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
一	1	6	9
二	1	4	6
		1	
		2	
		教育課程及び指導法に関する科目	
		生徒指導	
		教育相談	
		進路指導等	
		に関する科目	
		1	
		2	
		6	
		4	
		6	

六 幼稚園教諭二種免許状の場合(小学校教諭普通免許所持)

第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	保育内容の指導法に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計	最低修得単位数
一	1	2	6
二	1	1	4
		2	
		6	

【略】

第十九条及び第二十条 削除

第二十一条 改正法附則第八項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教育論の基礎的理解に関する科目等	第二欄に掲げる科目の単位の合計
一	1	2	6
二	1	1	4
		2	
		6	

【略】

2 前項の規定にかかわらず当分の間、免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受け、免許法別表第三の

六 幼稚園教諭二種免許状の場合(小学校教諭普通免許所持)

第一欄	第二欄		第三欄
最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
一	1	6	9
二	1	4	6
		1	
		2	
		6	
		4	
		6	

【略】

第十九条及び第二十条 削除

第二十一条 改正法附則第八項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の単位の合計
一	1	6	9
二	1	4	6
		1	
		2	
		6	
		4	
		6	

【略】

2 前項の規定にかかわらず当分の間、免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受け、免許法別表第三の

規定により保健の教科について高等学校一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の取得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		第二欄		第三欄
区分	在職 年数	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	各教科の指 導法に關す る科目又は 教論の教育 の基礎的理 解に關する 科目等	大学が 独自に 設定す る科目 の単位 を含め た最低 修得単 位数
【略】				

規定により保健の教科について高等学校一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の取得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		第二欄		第三欄
区分	在職 年数	教科に 関する 科目	教科に 関する 科目 は教科又 は教職 に關す る科目	第二欄 に掲げ る科目 の単位 を含め た最低 修得単 位数
【略】				

議案第 54 号

職員の処分について（内容別紙）

県立学校事務長等の人事について [別途資料配付]

(平成31年3月25日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

件名	平成30年度高校改革アンケート調査結果の概要について	
経緯	<p>1 調査の目的 県内の中学生、高校生、保護者及び中学校・高等学校教員の入試制度や公立高校に対する考えや意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2 調査対象者 5,079人(回収数4,987人 回収率98.2%)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年生(対象943人 回収920人) 地域の偏りなく抽出した中学校(34校)の1学級の生徒全員</li> <li>・ 高校1年生(対象1,133人 回収1,133人) 県立高校(全日制27校及び定時制7校)及び甲府商業高校の1学級の生徒全員</li> <li>・ 保護者(対象2,075人 回収2,007人) 抽出した中学3年生及び高校1年生の保護者</li> <li>・ 教員(対象928人 回収927人) 抽出した中学校並びに全県立高校及び甲府商業高校の全学年クラス担任</li> </ul> </p> <p>3 調査方法 各学校を通じて実施</p> <p>4 調査時期 平成30年12月実施</p>	
内容	<p>○ 調査項目</p> <p>1 全県一学区制度について</p> <p>2 前期募集制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 前期募集の評価</li> <li>② 前期募集を評価する理由</li> <li>③ 前期募集を評価しない理由</li> <li>④ 前期募集の募集率</li> <li>⑤ 前期募集への出願</li> <li>⑥ 前期募集の準備期間</li> <li>⑦ 前期募集の出願理由</li> <li>⑧ 前期募集の不出願理由</li> <li>⑨ 前期募集の実施時期</li> <li>⑩ 前期募集合格者の状況</li> </ul> <p>3 学校選択・高校生活等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校選択の理由</li> <li>② 学校選びの参考</li> <li>③ 生徒の通学時間</li> <li>④ 高校卒業後の希望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 希望する高校の教育・活動状況</li> <li>⑥ 高校について知りたい情報</li> <li>⑦ 高校の満足度</li> <li>⑧ 地域の高校の満足度・特色ほか</li> <li>⑨ 高校に関する情報</li> </ul> <p>4 魅力ある高校づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 連携型中高一貫教育</li> <li>② 多様なニーズへの対応</li> <li>③ 設置を希望する学科</li> <li>④ 公立高校に求める施設や設備</li> <li>⑤ 高校と地域との関わり</li> <li>⑥ 今後の地域との連携・協働</li> </ul>
	<p>※ 結果については、別添「H30年度高校改革アンケート調査結果報告」のとおり。</p>	